



社協会費

ご協力お願いいたします

令和7年度はこのような事業に会費を使わせていただきます



見守り活動の支援

住民が安心して生活できる地域づくりのため、市内全50区の福祉委員の見守り活動の支援として、講座の開催、活動の手引きの発行をしています。



集いの場づくり
(ひまわりサロン)

生きがいや仲間づくり、介護予防を推進するため、市内にある約130のサロン活動に対して研修会の開催、活動助成金の交付などを行っています。



地域福祉協議会
運営支援

小学校区ごとに組織される「地域福祉協議会」の運営を支援しています。地域福祉協議会では、イベントやカフェなどの開催、広報紙の発行をしています。



福祉共育・
ボランティア活動支援

福祉の心を育てるために市内の小中学校で車いす体験などの福祉体験を開催したり、ボランティアの活動支援として講座の開催などを行っています。

令和7年度 会費目標金額
14,139,000円

みなさまからご協力いただいた会費は、
たくさんの方を支える地域福祉活動に活用します。

詳細は裏面を
ご覧ください

お問い合わせ



社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会

〒507-0041 多治見市太平町2丁目39-1

電話 0572-25-1131 企画総務課



ホームページ



フェイスブック



インスタグラム

多治見市社会福祉協議会は、“誰もが安心して暮らすことができる福祉のまち”を目指し、“地域住民のみなさまによる、より良い地域社会づくり”をサポートするさまざまな地域福祉事業を実施しています。身近なところの地域福祉事業は、みなさまからの会費が財源になっています。本年度もご理解、ご協力をお願いいたします。



社会福祉事業協力金

社会福祉事業協力金は、**すべての世帯**に協力をお願いしております。
社協の事業や共同募金、日赤への社資として社会福祉の推進に使わせていただきます。

協力金の納入方法

区長会を通じてもしくは個別にてご協力をお願いしております。
※個別の方は振込 または 総合福祉センターにて直接ご協力
いただくことができます。

一世帯あたり 950円

社協会費	320円
共同募金	280円
日赤社資	350円
※目安の金額です	

社協会費で参加できる地域福祉 ～ご協力の目安～

特別会費（個人の方）……………1 □ 2,000円～

賛助会費（法人・事業所・団体の方）……1 □ 5,000円～

※特別会費・賛助会費は社会福祉事業協力金とは別に、随時募集しております。
ご賛同いただける方は多治見市総合福祉センター窓口または
お電話（0572-25-1131）にてご連絡ください。



社協会費は税制上の優遇措置を受けることができます

個人の場合

寄付金・会費はその一部が所得税及び住民税から控除されます。「所得控除制度」と「税額控除制度」のいずれかが適用されます。
（年間で2,000円を超える寄付が対象です。）

法人の場合

法人（賛助会員）による寄付金については、法人税法上の損金算入ができます。
会費の合計額、または特別損金算入限度額のうち、いずれか少ない金額を損金算入することができます。特別損金算入限度額を超える場合、その超える金額は一般寄付金の損金算入限度額内で損金に算入することができます。
（法人税法第37条第1項及び第4項に該当）

詳しくは、右記二次元コードを読み込んでいただくか、
本会ホームページ内の右記「寄付金・社協会費の
税制優遇」バナーをクリックしてください。

